

# 佐世保市浄化槽設置補助金 新旧対照表

## 《令和7年度》

### ○国庫補助事業

#### (1) 浄化槽

単位：円

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	664,000	332,000	332,000	332,000
6～7人槽	828,000	414,000	414,000	414,000
8～50人槽	1,096,000	548,000	548,000	548,000

#### (2) 高度処理型浄化槽（総窒素濃度20mg/ℓ以下又は総リン濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	692,000	360,000	360,000	360,000
6～7人槽	876,000	462,000	462,000	462,000
8～50人槽	1,133,000	585,000	585,000	585,000

#### (3) 高度処理型浄化槽（総窒素濃度10mg/ℓ以下の機能を有するもの）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	806,000	474,000	474,000	474,000
6～7人槽	984,000	570,000	570,000	570,000
8～50人槽	1,271,000	723,000	723,000	723,000

#### (4) 高度処理型浄化槽（総窒素濃度20mg/ℓ以下及び総リン濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	860,000	528,000	528,000	528,000
6～7人槽	1,107,000	693,000	693,000	693,000
8～50人槽	1,511,000	963,000	963,000	963,000

#### (5) 撤去費・宅内配管工事費

区分	補助上限額
汲取り便槽撤去	90,000
単独処理浄化槽撤去	120,000
宅内配管工事	300,000

### 備考

- ◆改築：既存の汲取り便所を改造し、合併処理浄化槽を設置する工事。または、単独処理浄化槽の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置する工事。
- ◆宅内配管工事：汲取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴い必要となる宅内配管工事。

## 《令和8年度～》

### ○国庫補助事業

#### (1) 浄化槽

単位：円

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	664,000	332,000	332,000	332,000
6～7人槽	828,000	414,000	414,000	414,000
8～50人槽	1,096,000	548,000	548,000	548,000

#### (2) 高度処理型浄化槽（総窒素濃度20mg/ℓ以下又は総リン濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	692,000	360,000	360,000	360,000
6～7人槽	876,000	462,000	462,000	462,000
8～50人槽	1,133,000	585,000	585,000	585,000

#### (3) 高度処理型浄化槽（総窒素濃度10mg/ℓ以下の機能を有するもの）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	806,000	474,000	474,000	474,000
6～7人槽	984,000	570,000	570,000	570,000
8～50人槽	1,271,000	723,000	723,000	723,000

#### (4) 高度処理型浄化槽（総窒素濃度20mg/ℓ以下及び総リン濃度1mg/ℓ以下の機能を有するもの）

人槽区分	浄化槽設置促進区域		下水道事業計画区域外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	932,000	600,000	600,000	600,000
6～7人槽	1,194,000	780,000	780,000	780,000
8～50人槽	1,511,000	963,000	963,000	963,000

#### (5) 撤去費・宅内配管工事費

区分	撤去費
汲取り便槽撤去	120,000
単独処理浄化槽撤去	150,000
宅内配管工事	330,000